

## Law School 特集 3



## CONTENTS

## I Law School 特集

立命館大学法科大学院新入生歓迎式典研究科長挨拶	市川 正人	2
立命館大学法科大学院新入生歓迎式典祝辞	園部 逸夫	4
立命館大学法科大学院における院生像と教育課題	松本 克美	6

## II New Dean

法科大学院後の法学部における法学教育 —学部長就任の挨拶にかえて—	吉村 良一	10
ビジネス・ローとシビック・ガバナンス—新しい法学研究科—	赤澤 史朗	12

## III Overseas Conference

デュースブルク・エッセン大学でシンポジウムに参加	野口メアリー	14
--------------------------	--------	----

## IV My Book

自著を語る（『日本の税金』・岩波新書）	三木 義一	18
---------------------	-------	----

## V Memory

山下健次先生を偲ぶ	中島 茂樹	20
-----------	-------	----

## VI New Face

新任のご挨拶に代えて	小田美佐子	24
名都に妖女多く京洛に少年を出す	正木 宏長	25
欲望探し	水口 憲人	26
新任の御挨拶に代えて—西園寺公望と坐漁荘—	望月 爾	27
私のいちばん苦手な質問	松尾 剛	28
私の履歴書—公務員時代編—	山田 希	29

Law  
School  
特集

研究科長挨拶

立命館大学法科大学院

新生歓迎式典研究科長挨拶

市川 正人 *ICHIKAWA Masato*

研究科長の市川です。立命館大学法科大学院第1期生の皆さん、ご入学おめでとうございます。立命館大学法科大学院の教員、職員を代表して歓迎の挨拶を申し上げたいと思います。

いよいよ、法科大学院が発足しました。法科大学院を中心とした法曹養成制度への転換は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すものであり、司法制度改革のまさに要諦とも言えるものです。立命館大学は、司法制度改革の理念を真摯に受けとめて、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹である「21世紀地球市民法曹」の養成を目指す立命館大学法科大学院を開設しました。

立命館大学法科大学院は、院生の皆さんが新しい法曹として必要な資質を身につけることができるようなカリキュラムを有しています。少人数での双方向的な授業科目の体系的な履修を通じて段階的に、法曹として必要な高度で確かな法的知識・思考力・判断力を身につけてもらうシステム。「理論と実務との架橋」を目指す実務基礎科目群。これからの法曹にとって必要な専門力量の養成を目指す



プログラム。そして、グローバルな視点を身につけてもらうための充実したメニュー。

こうしたカリキュラムを活かして十分な成果をあげるためには、院生の皆さんの相当な予習、復習が不可欠です。そして、立命館大学法科大学院は、予習、復習の結果を厳しくチェックする仕組みを備えています。しかしまた、立命館大学法科大学院はただ厳しいというだけではありません。私たちは、充実したサポート体制の下、懇切丁寧な指導を行います。

さあ、新生の皆さん、立命館大学法科大学院において、パイオニアとして新しい法曹を目指して切磋琢磨してください。私たち、立命館大学法科大学院の教員、職員は、立命館大学法科大学院に賭けた皆さんのために全面的なバックアップをいたします。

さて、本日の立命館大学法科大学院新生歓迎式典には、元最高裁判所判事であられる園部逸夫先生を始め、京都地方裁判所、京都地方検察庁、京都弁護士会、立命館大学出身の法曹の会である立命館法曹会を代表する皆様に、ご来賓としてご出席いただいております。ご来賓の皆様、たいへんお忙しい中、新生歓迎式典にご出席いただきまことにありがとうございます。心よりお礼申し上げます。



法科大学院研究科長挨拶

## 法科大学院にて



教授と院生との活発な意見交換が繰り広げられる授業風景

す。

本日のご来賓のご出席は、法科大学院、とりわけ立命館大学法科大学院が広い社会的ネットワークに支えられていることを反映しています。国においては、私立大学の法科大学院における学費負担軽減を目的とする特別の補助金が創設されているほか、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」が制定されています。そして、このいわゆる派遣法に基づき、裁判所・検察庁から、現役裁判官、現役検察官を教員として派遣していただいております。さらに、立命館大学のOB・OG法曹である弁護士の方々には、あるいは教員として授業をもつという形で、あるいはエクスターンシップを受け入れるという形でご協力いただきます。

法科大学院に入学された皆さんには、ぜひ法

科大学院がこうした広い社会的ネットワーク、支援によって支えられていることをご理解いただきたいと思います。法科大学院に対しては、法曹界だけでなく、政府、日本社会各層から大きな期待がよせられているのです。それはなぜでしょうか。それは、法曹養成制度の抜本的改革が司法制度改革の成否を握っているからであり、司法制度改革は日本社会を文字通り法が支配する、より自由でより公正な社会へと変えていく、つまり日本社会の性格を大きく変える可能性を有しているからです。

立命館大学法科大学院第1期生の皆さん、こうした法科大学院への社会的期待に応えて共に歴史を築こうではありませんか。

以上をもちまして、研究科長よりの挨拶とさせていただきます。

(いちかわ・まさと 憲法)



情報演習教室での授業風景



Law  
School  
特集

祝辞紹介

立命館大学法科大学院  
新入生歓迎式典祝辞

園部 逸夫 SONOBE Itsuo

立命館大学法科大学院新入生歓迎式典に当たり祝辞を述べる機会を与えられましたことは誠に光栄であり、又私にとって大変嬉しいことでもあります。はじめに、本日ここに集まられた立命館大学法科大学院新入生諸君。入学おめでとう。心からお慶びを申し上げます。

諸君はこの度立命館大学法科大学院に入学し、法科大学院学生として、新しい学生生活を始められることとなりますが、これからの諸君の学生生活の一步一步が日本の法学教育の新しい歩みであることを是非自覚して頂きたいと思います。法科大学院制度は、日本の近代的な法制度の歴史の中で、全く新しい法学教育制度として出来上がったものであります。諸君のこれからの勉学と受験は、日本の法学教育にとって、壮大な実験ともいべきものであります。



初夏の法科大学院



私は戦後新制大学の制度が始まる時期に法学教育を受け、旧制大学法学部から新制大学法学部の教育への移行を目の当たりにしました。又その頃アメリカの法科大学院（ロースクール）の授業を受けた経験があり、その後、国立私立の大学で教鞭を執り、又裁判官などの法律実務家として、法学教育の状況をずっと眺めてきました。新制大学の法学教育は日本の伝統ある法学教育をアメリカの教育システムの枠の中で実施して来ましたために、ヨーロッパとアメリカのどちらの制度でもない、ある意味で徹底しない不十分なものとして、今日に至りました。ここ数年、裁判所を始め法務省検察庁、日弁連は、法律実務の観点から、文部科学省は教育行政の観点から、司法改革の一環としての法科大学院の重要性に関心を寄せて来ました。そして何よりも各大学の法学部の自主的な改革努力によって、法学部と合わせて法科大学院という専門職大学院を視野に入れた法学教育の総合的な研究教育制度がここに出来上がったのであります。立命館大学は、大学を挙げて、法科大学院の設置と法学部の充実に向けて、諸大学



法科大学院

階段教室での授業風景

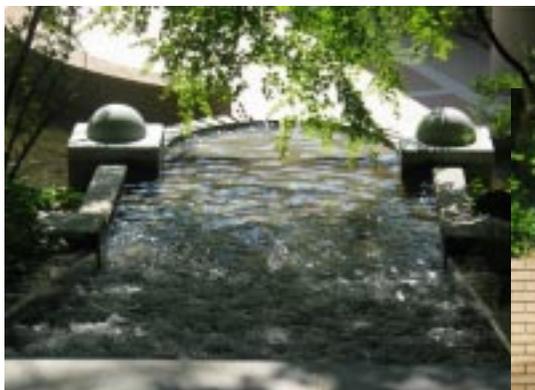
の先頭を切って精魂を傾けて来られたのでありまして、その成果がまず本日の歓迎式典となって実ったのであります。関係各位のご努力に深甚な敬意を表する次第であります。

私の父は戦前の帝国大学法科の教授を経て、戦後の立命館大学法学部長も務めたのですが、かねがね、日本の新しい大学教育は私立大学が背負わなければならないと申しておりました。私は、これからの法科大学院教育においても私立大学の役割の重要性を強調したいと思います。とりわけ立命館大学は、京都法政学校以来100年の歴史を誇る日本有数の私立大学であり、終始一貫、法学の分野で頭角を露わして来た大学であります。日本の法学部教育の歴史を知る上で立命館大学法学部の歴史は欠かすことの出来ないものです。これからも関西は申すに及ばず日本の私立法科大学院の代表的存在として発展されることを願ってやみません。

終りに、一言、法科大学院学生としての諸

君に申し上げたいことがあります。法科大学院は司法試験の受験を大きな目的としており、授業科目は司法試験科目である実定法の分野に重きが置かれていますが、いわゆる受験予備校ではありません。ローマの昔から、人類は壮大な法の文明、法の文化の下で発展して参りました。ここに集まった志ある優秀な諸君は法科大学院卒業後、法律専門職或いはそれに準ずる法律家として、これからの日本の法文化に関わる重大な職責を担うことになります。どうか、立命館大学法科大学院在学中に、法の歴史、法の哲学、法の社会学等々、又外国の法文化についても関心を持って頂きたい。法律の基礎的な教養と常識を蓄積しておくことによって、諸君が将来立派な法律家として世にはばたき、法のあらゆる分野で指導的な役割を果たされることを願ってやみません。本日は、誠におめでとうございました。

(そのべ・いつお 元最高裁判所判事)



法科大学院構内にて



Law  
School  
特集

開設後の学生状況

## 立命館大学法科大学院における 院生像と教育課題

松本 克美 MATSUMOTO Katsumi

### 1 はじめに

立命館大学法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院として、2004年4月1日に開学した。入学定員150名のところ、入学手続き者が166名、うち、法学未修者として3年修了予定者が48名、法学既修者として2年短縮修了予定者が118名である。立命館大学法科大学院では、学年の呼称として前者をL1 (= Law School 1年生の意味)、後者をS1 (Shortened 短縮者1年の意味)と呼んでいる。本稿では、実際の入学者との対応関係を踏まえつつ、現時点での立命館大学法科大学院における教育課題について論じたい。

### 2 院生像

**出身大学別** 入学者のうち、立命館大学出身者が51名(約3割)、ついで同志社20名(12%)、京大と早稲田がそれぞれ13名(各8%)、阪大と中大が7名(各4%)、その他が55名である。出身地をみると、半数が近畿以外出身の学生であり、立命館大学法科大学院が<全国展開型>法科大学院であることがわかる。以上の点は、院生の多様性を示すとともに、法科大学院生の7割が、立命館大学の校風・カルチャアになじみのない層であり、その点での配慮が必要であることを示



している。なお、入学者の3分の1は西園寺記念館から徒歩や自転車等で15分以内の通学圏に住んでおり、他方で、4分の1の学生は2時間ないしそれ以上の時間を兵庫や奈良などから遠距離通学をしている。いずれにせよ、法科大学院で1日の大半を過ごして勉強をする<滞在型院生>がほとんどであり、このことは、教材等のプリントアウト施設の充実課題なども呼び起こしている。

**社会人・非法学部・女性** 立命館大学法科大学院では、学部や大学院段階で既に、社会人学生である者、及び、最終学歴卒業後1年以上を経ている者を社会人と定義しているが、4分の3近い学生はこの意味での社会人である。この中には、いわゆる司法浪人生も含ま



レポートの講評を熱心に聞く院生達



203教室での演習風景

れるが、その中の相当数は、予備校や専門学校の講師、出版社のフリーライター、編集者など多彩なキャリアを持っている。その他、海外在住の経験を持つものも一定数いる（アメリカで商社の駐在員、映画の編集、大学院に留学等。この層はTOEIC900点台も多い）。まさに「地球市民法曹」の養成を理念にかかげる立命館大学法科大学院にマッチした層である。さらに、地方自治体の公務員（東京都、大阪市など）で、DV問題のボランティア活動をしていた者などもある。立命館大学法科大学院では、女性と人権に特化したリーガル・クリニック や「ジェンダーと法」などの選択科目も置いており、この点を志望動機とした院生（とくに女性）も多い。ちなみに入学者の女性の割合は約3割である。非法学部出身者は、25%で、理科系は少なく、経営学部、経済学部、文学部、国際関係学部等の文系が多い。医師も2名いる。

### 3 L1の院生像と教育課題

法学未修者の学年であるL1は、非法学部出身でまったく法学の知識がない者もいるものの、法学部出身者が19名おり、中には現行司法試験の択一合格者や、法学研究科の博士後期課程在学者であったものなど、法学の知

識はまちまちである。ただし、L1生の9割近くは、現行司法試験の受験歴もなく、法学部出身者であっても基礎から着実な力を身につけることが課題となる。

L1は、法律基本科目の講義科目に加えて、実務基礎科目であるリーガル・リサーチ・アンド・ライティング（16名×3クラスでこれがクラス単位。和田、上田、指宿の3教授がクラス担任）や法曹倫理、基礎法学・隣接科目を選択することになるが、何といたっても困難なのは、法律基本科目の基礎を1年間で習得しなければならない点である。法科大学院の授業は予習を前提にして進められる。しかし、全くの未修者にとっては、たとえば、民法の行為能力や法律行為などの基礎概念についての記述を教科書で読んででも理解が必ずしも十分でないまま、授業のほうはどんどん進行してしまい、消化不良におちいり、このままで自分は3年後の新司法試験に受かるのかなどの疑念にとらわれ、心理的パニックを起こしている者もいるようである。そこで対応策として、和田教授に毎週金曜日の3時限目に民法の補習アワーを設けてもらい、民法の基本概念を復習したり、授業でわからない点の質問を受け付け、学習アドバイスを行う、法学部助手・TAに民法・刑法の質問を受

け付けてもらう、西園寺記念館でエクステンションセンターの憲民刑のフォローアップ講座を開設するなどの対応を行っている。

#### 4 S1の院生像と教育課題

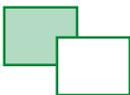
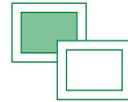
S1生は、現行司法試験の択一合格者層も3割ほど含まれ、中には連続5回択一試験合格などの受験ベテラン層も含まれている。他方で、司法試験受験暦が0ないし1, 2回で択一合格歴無し層も3割程度含まれており、実力的には2分されている。S1生は法律基本科目の演習科目とともに、リーガル・リサーチ・アンド・ライティング、法曹倫理、要件事実と事実認定などの実務基礎科目、それに基礎法学・隣接科目、先端・展開科目のうち講義課目を履修することになる。しかし、とくに前期は8科目10コマの必修科目が配置されており、先端・展開科目などを選択する余裕がないため、開設1年目には多くの選択展開科目が受講登録者0で閉講になっている。但し、来年はS2、L2生166名と新たなS1生100名が先端・展開科目を受講登録できるので、たとえば、新司法試験の選択科目になりそうな知的財産権などは、数十名の受講登録が予想され、今年とは一変した状態になりそうである。

筆者はS1生の民法演習（前期4単位・週2回）を1クラス担当しているので、その経験を報告しよう（受講生28名。演習クラスがS1生のクラス規模となり、北村、二宮、酒井、品谷の4教授がクラス担任）。プロセス

としての法曹養成教育をめざす法科大学院では、事実からの法的问题の発見や解決能力が問われる。新司法試験でも民事系科目は、数ページにわたる長い生の事実や当事者の陳述書、契約書などを読ませて、法的问题を発見し、法的請求を組み立てるなどの能力を、5時間近くの試験時間を使って試すなどの案が議論されている。民法演習でも、受験生に最高裁判事判例集の1審、2審、上告審のそれぞれの認定事実や判決理由の違い、上告理由などを検討させている。その際、その紛争が起こった地域や目的物件の状況（たとえば土地の面積、位置、当時の市場価格との比較など）、当事者の職業地位などの特徴、判例の射程距離と事案との対応関係などにも留意し、法的问题発見能力や法的思考力の育成に力をいれている。また、択一試験には合格するが、論述式試験に合格しない層が一定数いるので、法的な文章構成力の養成にも重点をおき、その点を意識したレポート課題の提出、小テスト、中間テストなども実施する予定である。

法科大学院の教育は教員、院生の双方にとって初めての経験であり、試行錯誤をつづけながら、よりよい教育の実現に向けて、悪戦苦闘の毎日である。2年後には、たくさんの地球市民法曹が立命館から世に羽ばたいていくことになる。西園寺は今、<明日に向かって走る>者たちの熱気に、静かに包まれている。

（まつもと・かつみ 民法/立命館大学法科大学院・副研究科長）



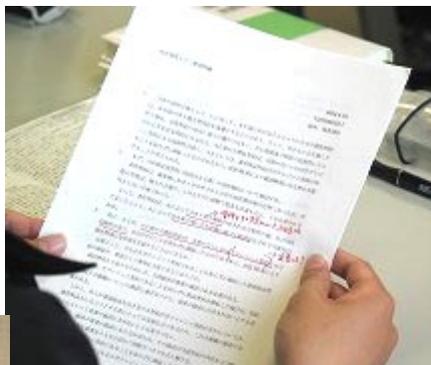
## 松本先生の授業風景

## 1 授業開始



質問は  
ありますか？

## 2 院生一人一人にレポート返却



レポートには先生自ら書いた赤字が  
びっしり

## 3



この点が  
ポイントです！

## 4 立ち上がって熱弁を振るう



## 5 一体感あふれる授業

New Dean

新法学部長挨拶

## 法科大学院後の法学部における法学教育

学部長就任の挨拶にかえて

吉村 良一 YOSHIMURA Ryoichi

2004年度4月から、いよいよ法科大学院が立ち上がった。立命館大学でも、3年コース、2年コースあわせて約160名の意欲あふれる新入院生を迎え、新しい教学がスタートしている。

司法制度改革の一環としての法科大学院の開設は、法曹養成の仕組みに大きな転換をもたらすが、同時に、それは、法学部にとっても、新しい時代を迎えることを意味する。法科大学院に関する議論の中では、法曹養成が法科大学院に担われることになれば、法学部は不要になるのではないかといった主張も行われた。しかし、これまでのわが国の法学部は、法的素養を有する人材を幅広く社会に送り出してきた。そして、このような役割は、「法化」が進行する日本社会において、一層重要となる。なぜなら、今後の社会においては、法を専門法曹の独占物にするのではなく、市民の法的素養がより豊かなものとなり、市民自身が自己の権利を実現して行けるようにしなければならず、そのためには、法学部で法を学んだ人材が社会の各層に分厚く存在することの意義は大きいからである。

以上のような認識から、本学を含む各大学は、法科大学院後も法学部を存続させる道を選択したわけであるが、しかし、法科大学院の開設は、やはり、学部段階での法学教育に大きな影響を与えざるをえない。今後の法学部教育にとっては、社会の様々な分野に法的な判断能力を有する人材を送り出すとともに、法科大学院に進学し法曹進路を希望する諸君の学部段階での法学教育を行うことが課題となる。それでは、そこで養成すべき力とは何か。これをやや抽象的に整理すれば、以下のように定式化することができるのではないか。

## 幅広い教養と豊かな人間性

高度化し専門化・細分化が進行する今日



の社会においては、これまで以上に、「幅広い教養」と「豊かな人間性」が基礎的資質として求められる。

グローバル化の進行の中で、それに対応できる外国語能力と国際理解  
社会の様々な場で「法化」社会をリードして行くための法的素養

わが国の法学部は、前述したように、これまで、法的素養を有する多数の人材を社会の各方面に送り出してきた。このような法学部の役割は、今後、一層重要性を増してくる。ここでいう法的素養の中心となるのが、基礎的な法律科目の学習によって培われる力である。法科大学院設置後は、法曹養成教育はそこで行われことになり、学部段階における法律学の専門教育は、よりいっそう基礎を重視したものとなるが、そのことは、決して、専門教育の内容を「入門レベル」に限定することを意味しない。細かな技術的部分は整理しつつも、法的な基礎概念や制度の理解とそれに基づく法的判断力を養成することは、むしろ、より重視する必要がある。そして、留意すべきは、このような基礎的な法律科目の学習

は、法曹以外の分野に進む諸君の法的素養を養成するためだけのものではなく、将来法科大学院に進んで法曹をめざす学生にとっても、そこでの学習の基礎となるものであり、その意味で、すべての法学部生に共通の基礎になることである。

### 高度化した社会の中で自らの進路を切り開いて行けるだけの専門的力量

専門家養成は、今後ますます、主要には法科大学院を含む大学院の課題となる。しかし、学部段階においても、専門的力量涵養への道筋を学生自身がつけて行けるようにしなければならない。このような専門的力量への手がかりを身につけることにより、高度化した社会の中で自ら様々の進路を開拓して行くことが可能となる。この意味で、～の共通の力量に加えて、学生の多様な関心と進路に沿った学習の仕組みを可能な限り用意することも、学部教育の目標とすべきである。ただし、～の部分の比重が高まる結果、については、大学院教育との連携を視野に入れる必要がある（以上の、法科大学院後の法学部教育のあり方については、立命館大学法学部におけるこの間の議論を、私なりに整理したものである。この問題についての私見の詳細は、拙稿「法科大学院設置後の法学部教育」（法律時報75巻4号）参照。

立命館大学法学部は、以上のような力量を

養成するために、2004年度から、専攻制の再編を含む大きな教学改革を実施している。ここでは、専門力量を基礎からしっかり身につけることのできる専門教育カリキュラム、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する仕組み、さらには、グローバル化した社会で活躍する外国語の運用力と国際理解を深める教育システムの確立をめざし、また、法科大学院と法学研究科（2004年度から専修コースを、「ビジネス・ロー」「シビック・ガバナンス」「法政リサーチ」の3コースに再編）との連携により、高度の専門性を追求する仕組みも導入した。この改革を着実に実施し、同時に、法科大学院が完成し新しい法曹養成の仕組みが定着する中で新たに生ずるであろう数年後の変化をも見すえながら、第2弾、第3弾の改革を準備すること、加えて、多くの教員の法科大学院移籍にともなって、この間法学部に迎えた新しい若い教育研究スタッフの力を得て、適切な世代交代を計って行くこと、それらによって、社会の高度化と社会関係の複雑化により、私たちの生活において法や裁判の果たす役割が増大してきている中で、100年の伝統を踏まえつつ新しい立命館法学部を作り上げて行くことが、私の任期を含むここ数年の課題になると考えている。関係諸氏の一層のご協力を、この場を借りて訴えたい。

（よしむら・りょういち 民法）



初夏の存心館

New Dean

新研究科長挨拶

ビジネス・ローとシビック・ガバナンス

新しい法学研究科

赤澤 史朗 AKAZAWA Shiro

立命館大学大学院法学研究科は2004年4月、ちょうど法科大学院（ロー・スクール）の開設と時を同じくして、改革をおこなった。その改革とは、ロー・スクールとは別に従来の法学研究科130名定員を、広義の法律専門家や公務員養成の大学院を充実させるために振り向けるという選択肢を選ぶものであった。つまり法律系の大学院を、新設の法科大学院（ロー・スクール）にだけに一本化させないで、改革した法学研究科との二本立て方式にしたのである。

これまで法学研究科に在籍していた院生のかなりの部分は、司法試験受験をめざしていた。しかしこの司法試験をめざす大部隊は、本年度からはロー・スクールの方に吸収されることとなる。そうなると司法試験組以外の、税理士・弁理士・企業法務・公務員などの志望者を中心に、これまでの志願者の大部隊が抜けた後で、従来と同じ130名定員を維持できるかどうかという点については、かなりの論議もあったし、ちょっとした冒険でもあり、決断もあった。しかし結果としてみれば、ロー・スクールとは別に、法学研究科の方でも、本年度96名の入学者を確保することができたのである。入学者が100名を越えなかったのは、少し残念であるが、定員の7割以上を維持することができたということからすると、初年度としてはまずまずの成功と考えている。

新しい法学研究科は、これまでの法学研究科の「法政専修」の発展したものである。ただこれまでの「法政専修」は、司法試験組中心の「司法専修」に比べいろんな進路志望者の寄せ集めで、その名称も「司法専修」の残余の部分といった印象がなくなかった。しかし今回の改革では、税理士・弁理士・企業法務などをめざす「ビジネス・ロー・コー



ス」や、公務員などをめざす「シビック・ガバナンス・コース」という形で、進路目的に合わせてそのカリキュラムを充実・体系化したのである。これに、大学院でもう少し法律学・政治学を専門的に学びたいという「法政リサーチ・コース」を付け加え、全体にコースの輪郭をハッキリさせた形で再出発することとなった。

ロー・スクールでの学習は、やはり新司法試験向けの勉強にならざるを得ない。しかし社会の中で、弁護士資格を持つ人以外の広い意味での法律専門家の活躍の場が広がり、新しい商取引分野の拡大と法律との接点が拡大する動向はますます展開しているが、そのための学習・訓練は、ロー・スクールのそれとは異なる面がある。また公務員にも新しい能力資質が求められる情勢になっている。つまり社会的需要が、こうしたコースの発展を促しているのである。と同時にこれは、法学部の学部教育が全体にいわば教養化していき、法律や行政の突っ込んだ専門知識は主として大学院で学ぶという、現在の大学というものの全体の変化の流れに沿ったものであった。

さて、この新しい法学研究科は、三つぐらいの課題を抱えているように思う。課題の一

つ目は、その掲げたタテマ通りに入学者の進路就職希望を叶えるという、いわゆる出口問題の解決である。大学院生の数が急増したここ十年来、どこの大学院でも院生の出口問題を抱えることとなった。それは官公庁・企業を中心とする就職市場が、依然として学部新卒を中心に採用するシステムを取っていることとのズレがあったからである。しかしここに来てこの就職市場も変容し、個人が資格や独自の能力を売りにして、進路を切り拓いていく可能性も増大しているように見える。この流れを、具体的にどれだけ確実なものとするのか、その手だてを開拓していかねばならない。

課題の二つ目は、実社会との交流の接点をどれだけ広げて、大学院の教育の発展につなげていけるかの点である。これは単にイン

ターンシップの数を増やしていけばいいということではない。インターンシップその他を通じて、実社会で生起している新しいケースを積み上げ、それをケース・スタディとして学んでいくような、そういうシステムをどれだけ開発していけるかということである。

課題の三つ目は、こうした新しいコースの設置をその領域での新しい研究に結実させ、社会的需要に応える研究成果に繋げていくことである。つまり新しい商取引分野と法の創造、新しい公務活動と政策立案といった分野で、いま実社会から求められている研究を進展させることで、本研究科を拠点とした社会的ネットワークを作り上げていくという課題である。どれも困難な課題であるが、ご協力を得ながら実現していきたいと考えている。

(あかざわ・しろう 法学研究科長)

## 法学研究科 授業風景

教授の厳しい質問にも



ひるむことなく

納得いくまで調べ

討論する



院生たち

Overseas  
Conference

海外出張報告

デュースブルク・エッセン大学で  
シンポジウムに参加野口 メアリー *Mary Goebel Noguchi*

2004年3月31日(水)から4月2日(金)までの3日間、デュースブルク・エッセン大学のゲアハート・メルカトル・ハウスで開かれた "Changing Language Regimes in Globalizing Environments, Europe and Japan" ( < グローバリゼーションの中でヨーロッパと日本で見られる言語管理体制の変化 > ) というシンポジウムに参加する機会に恵まれた。日本とヨーロッパ各国から20名弱の学者が、このワークショップ式シンポジウムのために集まり、現代日本の言語情勢を様々な観点から検討し、話し合った。

この企画は、デュースブルク・エッセン大学大学院、近代日本学科 ( Modern Japanese Studies Department ) のフロリアン・クルマス教授とパトリック・ハインリッヒ教授によって計画されたが、両氏の発想は、当学科で教材として使っている本・論文の執筆者を招待し、大学院生がその執筆者に直接質問できる機会を設ける、と同時に、その執筆者同士のネットワークを促進するという、面白いコンセプトであった。資金はフォルクスワーゲン・スティフトン社から得て、2002年にこうした研究者に声をかけた。私の共同編集した *Studies in Japanese Bilingualism* ( 2001年 Multilingual Matters 出版 ) が当大学院の教材として使われているので、私も招待された。

シンポジウムは、毎日、3つのセッションに分かれ、各セッションが2人の発表とそれについてのディスカッションからなっていたので、結構、密度の高い日程であった ( プログラム参照 )。その上、発表が20~30分程度で押さえられ、その後の30~40分が意見交換に使われたので、とても活気のある充実した研修会であった。発表者の専門分野が社会言語学、外国語としての日本語教育学、社会



発表中の筆者

学、法哲学、教育学などであって、研究者が日本各地とヨーロッパ各国から来たので、参加者は、日本の言語情勢を多様な観点から検討することができ、普段話し合う機会のない研究者との交流もできた。その意味でも、シンポジウムは参加者にとって、大きな刺激になった。

初日のテーマは "Japan's Multilingualism in the Making" ( < 発展しつつある多言語日本 > ) であったため、私の研究分野に関連した発表が並んでいた。まず、国際基督教大学のジョン・マーハ教授は、マルチメディア資料を巧みに織り込みながら、最近の日本芸能界やデザインに見られるエスニック・ブームを説明し、この傾向が日本の少数民族と在日定住者に及ぼしている影響を分析した。

そのすぐ後は、前の夜遅くデュースブルクに着いたせいで時差ぼけがまだ直っていない私の発表であった。私はマスコミと朝鮮学校についての調査研究結果を発表した。特に2002年の前半にサッカーのワールド・カップに伴ってなされた韓国とその文化についての好意的なマスコミ報道と、同じ年の秋に北朝鮮が拉致事件を認めてから、北朝鮮と朝総連に対しての批判的な論述が、在日朝鮮人のア

イデンティティと言語使用、また朝鮮学校に及ぼした影響について焦点を当てた。

同じ日の午後、学習院大学法学部政治学科の桂木隆夫教授は、国家の言語政策の可能性について論じた。従来の考え方では、国が言語政策を設定するに当たって選択は2つしかない。少数民族の同化か、それとも少数民族の言語維持権利の尊重かである。しかし、桂木氏は、環境保護主義者と企業との長年の対立から生まれた "sustainable development" (持続可能な開発) という概念を模範としてとらえ、少数民族と政府が同様にバランスを保った政策を作り上げるべきだと主張した。つまり、国家は少数民族の言語とアイデンティティを尊重するかわりに、少数民族は「国民意識」を育て、国の公用語をマスターすべきである。普段理想で留まりがちな分野において、桂木氏の提案は、非常に現実的で、新鮮であった。

その他、初日に長崎国際大学の滝知則氏が外国人労働者の増加と日本の刑事裁判における通訳制度の発展について、デュースブルク・エッセン大学の大学院生ピーター・バックハウス氏が東京で見られる多言語の看板について、そしてデュースブルク・エッセン大学の大学院生・四釜綾子氏が外国人労働者に対する日本人の態度についての研究発表を行った。

2日目のテーマは、西洋が日本に及ぼしてきた影響であったが、発表の内容は多様であった。私にとって特に面白かったものは、女子美術大学の原聖教授の沖縄弁とフランス

のいくつかの方言のそれぞれの復帰運動の比較研究であった。また、オランダのティルブルフ大学のクトレー・ヤグマー氏が行った、ヨーロッパの「多言語」都市数ヶ所における少数民族の文化と言語維持の大規模調査についての説明と、その調査・分析方法を日本で応用する提案も興味深かった。

シンポジウムの3日目のテーマは外国語としての日本語教育であったが、言語接触や異文化間コミュニケーションについて学ぶところが多かった。日本での外国人居住者や少数民族の教育について関心をいただいている私にとって、トゥールーズ・ルミライユ大学のクリスチャン・ガラン助教授の発表は特に興味を引いた。ガラン氏は日本の小学校教育を研究しているが、今回のテーマは、日本語の読み書きの指導と移民の子供についてであった。ガラン氏の観察したところでは、日本語の読み書きは、大半の場合、家庭で教えられているので、学校での読み書きの指導は、復習程度しか必要でないし、そのペースも速い。また、漢字の習得は、何年間もかかる蓄積作業なので、学習を遅く始めた子供は追いつきにくい。この2つの理由で、日本に来ている移民の子供は、ヨーロッパとアメリカに住んでいる移民の子供よりも、学習が困難であるとガラン氏は主張した。これは、非常に大切な指摘だと思われる。

シンポジウムが終わった翌日に日本に帰らなければならなかったが、飛行機が夜に出発する便であったため、出発まで、ほぼ一日の自由時間があった。その日、シンポジウムの



シンポジウムにて

他の参加者4名と一緒にカール大帝の首都として有名であるアーヘン市まで行って、そこの大聖堂と市庁（ラットハウス）を見た。

こうして4日間、様々な刺激を受けたため、この出張は私にとって大変貴重な経験で

あった。学年の始まる時期に行く許可を与えてもらった法学部教授会に心から感謝している。

（のぐち・メアリー 英会話・社会文化・専門英語）



シンポジウム参加者-ゲアハード・メルカトル・ハウスの前で集合

### 資料 シンポジウムのプログラム

#### Changing Language Regimes in Globalizing Environments, Europe and Japan P R O G R A M

##### Wednesday, March 31st: Japan's Multilingualism in the Making

**Morning 9:30-11:30**

\*John Maher (International Christian University, Tokyo): The principle of "cool" - designer multilingualism, post-ethnicity and new multicultural forms

\* Mary Goebel Noguchi (Ritsumeikan University, Kyoto): Politics, the media and Korean language acquisition in Japan

**Afternoon 13:00-15:00**

\* Peter Backhaus (University Duisburg-Essen): Reading the city - signs of multilingualism in Tokyo

\* Takao Katsuragi (Gakushuin University, Tokyo): Three possibilities of Japanese language policy - multilingualism, civic national language policy, ethnic national language policy

**Evening 15:30-17:30**

\* Tomonori Taki (Nagasaki University): Labour migration and the language barrier in contemporary Japan

\* Ayako Shikama (University Duisburg-Essen): Japan as the receiving end of migration - attitudes in the host community

##### Thursday, April 1st: The Western Experience as a Model for Japan: Fix or Fault?

**Morning 9:30-11:30**

\* Kiyoshi Hara (Joshi Bijutsu University, Tokyo): The Japanese situation of language and dialects revitalization and the Western experience

\* Fumio Inoue (Tokyo University of Foreign Languages): Ecolinguistic aspects of multilingual signs in Japan

Afternoon 13:00-15:00

\* Kutlay Yagmur (Tilburg University): Comparative perspectives on immigrant minority languages in multicultural Europe

Evening 15:30-17:30

\* Florian Coulmas (University Duisburg-Essen): Changing language regimes  
 \* Christiane Hohenstein (Hamburg University): Interactional expectations and linguistic knowledge in multilingual settings- the subliminal shaping of L2 German by L1 Japanese in academic expert discourse

**Friday, April 2nd: New Horizons for Japanese as a Foreign Language?**

Morning 9:30-11:30

\* Mizue Sasaki (Musashino University): Use of words of Japanese/ Chinese/ foreign origin in modern Japanese and human relationships

\* Yuka Ando (University Duisburg-Essen): Japanese language instruction and the question of "correctness"

Afternoon 13:00-15:00

\* Patrick Heinrich (University Duisburg-Essen): How global can modern be? Language ideology in JFL textbooks  
 \* Christian Galan (Toulouse University): To learn how to read and write Japanese (*kokugo & nihongo*) -a (multi)linguistic barrier?

Evening 15:30-17:30

\* Tessa Carroll (Stirling University): Beyond *keigo*-smooth communication and the expression of respect in JFL  
 \* Jiri V. Neustupn (Monash University Melbourne): Foreigners and the Japanese in contact situations



アーヘンのラットハウス前で、左から：長崎国際大学の滝知則氏、筆者、武蔵野大学佐々木瑞枝氏、東京外国語大学井上史雄氏と女子美術大学の原聖氏

## My Book

## 自著紹介

## 自著を語る

## （『日本の税金』・岩波新書）

## 『法というものの考え方』

私が大学法学部に入学したのはあの安田講堂の攻防戦で東大入試が中止になった年でした。そういう情勢でしたので、新入生の時はいろいろな本を読みました。その中で、その後の私の法律観に決定的な影響を与えたと思われるのは、渡辺洋三先生が岩波新書に書かれた『法というものの考え方』でした。今、その本をみとみると大事なところに線が引いてあり、何度も読み直したようです。ですから学生時代から岩波新書の影響を実感していたこととなります。

## 春香の事件簿

その岩波新書の編集者・佐藤さんからメールをいただいたのが2002年の11月でした。佐藤さんが私に注目してくれた経緯を聞くと、改めて「急がば回れ」なのかなと思えました。というのは、次のような経緯があるからです。

私は『現代税法と人権』（勤草書房）で学位をいただき、『受益者負担制度の法的研究』（信山社）で「藤田賞」や「日本不動産学会賞」をいただいたのを契機に、研究者としての評価等は一切気にしないで、実務と接点の多い税法分野では実務家に読まれるものを書こうと決心し、それ以後の執筆活動はもっぱら実務家向けにしていました。その中で、税理士が判決内容を容易に理解できるように工夫して書いたのが「税理士春香（はるか）の事件簿」という連載でした。この連載は現在まで8年近く続いています。会話調ですから法律文献集等には掲載されず、全く業績としては評価されないわけです。ただ、このシリーズは結構人気があったので、その一部をHPで公開してみました。そうしたら、それを読んで、この調子でテキストを書けとってくれたのが有斐閣編集部山下氏だったのです。彼の薦めに従い、従来のテキ

## 三木 義一 MIKI Yoshikazu



ストの型をはちゃめちゃに崩して書いたテキストが『よくわかる税法入門』です。これも、ただひたすら学部学生に税法のおもしろさを実感してもらうために書いたもので、他の研究者にどう評価されるかは気にしないことにしていました。幸いにもこれがよく読まれ、大手書店では通年平積にされており、書店のデータによると30代後半の男性の購入が多いとの指摘もありました（次頁の表紙が影響を与えたのかもしれませんが）。その読者の一人が、岩波新書の編者佐藤さんだったのです。

私が、学者としての評価を気にせず、ただひたすら実務家、学生のために書いていたら、それが結局、岩波新書につながっていったこととなります。何とも不思議な気がします。

## 税というものの考え方

さて、岩波新書にはどのようなスタンスで書くべきか、いろいろ悩みました。いくつかの案を編集者に提示すると、おもしろくないときは返事が返ってこないことがわかりました。逆に、編集者が気に入るとすぐにこれはいこうという返事が返ってくるのです。こうして、編集者といろいろなやりとりをしながら



『日本の税金』三木義一著 岩波新書  
2003年8月発行 定価700円 + 税

ら、まず一般の人々に「税というものの考え方」をきちんと理解してもらおうという方針で、主要税目全体を市民の目線で解説することにしました。原稿がほぼできた段階で書名についてのやりとりがありました。私は「税法」の研究者として『日本の税法』あたりにしたかったのですが、佐藤氏は「法」を入れたらそれだけで売れなくなる、と主張し『日本の税金』という平凡な書名になりました。私が「バカの壁が売れているご時世なので、もう少しインパクトのある書名にしよう」と言ったこともあるのですが、彼から「まさか『日本のバカ税制』という書名にするわけにはいかないでしょう。それに、岩波新書は硬い書名の方が売れるのです」と諭されてしまいました。

結果的に、彼の指摘の方が正しかったようです。この書名のおかげでしょうか、この本は経済学部のゼミなどでもテキストとして採用され、法学部以外の学生や一般市民が購入してくれました。

### 新書の影響力

岩波新書はかつてはそれで家が建つと言われていたようですが、現在では犬小屋程度になり、おいている書店も少なくなったようですが、影響力はやはり今でも大きいように思います。学生や市民から本の誤植等や内容の疑義等についていろいろな反応があったからです。ゼミの報告にこの本を使った東京の学生は一生懸命累進税率を計算して本書の誤植を発見してくれました。新聞でも朝日等に好意

的な書評が掲載され、また、インターネットでもいろいろな書評をいただきましたが、一番うれしかったのはあるファイナンシャル・プランナーの次の書評でした。

「(略・・・)目からウロコが落ちた。所得税って、法人税って、間接税って、こういうことだったのか！大学教授の本は小難しいものだと思っていたが、この本は違っていた。日本の税制の現状や税制改正の経緯などを、流れるように解説している。読み物として、面白いのだ。これまで点と点の情報であった税の知識が、1本の線に結びついたような思いであった。ちょっと、税金が面白くなってきた。」\*

このような読者の声に接し、至福のひとつきを得られるので、物書きはあの執筆時の苦しみに耐えられるのだと思います。渡辺先生の上記の新書は1959年に出版され、私が手にした1968年は15刷になっていました。私の本は税制ですので、それほど寿命は長くないと思いますが、この本から少しでも影響をうけ、税法に関心を持った学生の中から将来岩波新書を書く人が出てくるのを期待したいと思います。

\* URL: [http://www.u-netsurf.ne.jp/nkr-mm/orixgrp/book/main\\_0311.html](http://www.u-netsurf.ne.jp/nkr-mm/orixgrp/book/main_0311.html)

(みき・よしかず 税法 / 法学部・法務研究科)



『よくわかる税法入門  
税理士・春香の  
ゼミナール』  
有斐閣選書  
2003年3月発行  
2100円(税込)

『税理士・春香の事件簿』  
(大阪)清文社  
2001年8月発行  
2310円(税込)



## Memory

## 思い出

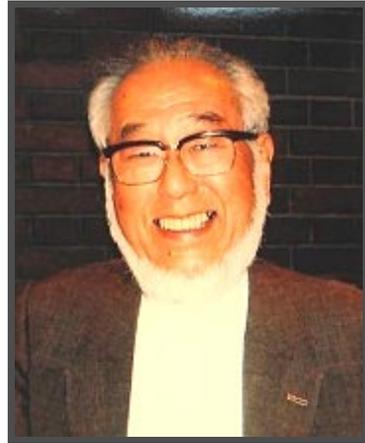
## 山下健次先生を偲ぶ

中島 茂樹 *NAKAJIMA Shigeki*

「山下が今しがた息を引き取りました」と、奥様からお電話をいただいたのは、2003年12月16日の未明であった。先生のご容態が思わしくないということを承知していたとはいえ、つい一週間ほど前まではお元気なご様子で、身の回りのこともご自分でなされていたことからすれば、私には突然の訃報で、一瞬絶句して、ただ、「これからすぐにお宅にお伺いします」としかお返事をする事ができなかった。

山下先生は、明確で揺るぎのない学問的信念のなかにも、客人への歓待ぶりにおいて示されているごとく、心温まる人間性に包まれた大人・長者の風格をそなえられていた、とは誰しもが一様に認める山下評であった。2004年3月16日に立命館大学以学館で挙行させていただいた実行委員会主催の「山下先生を偲ぶ会」には、平日の午後にもかかわらず、500名近い参列者を迎えることができたことは、そのような先生のお人柄のたまものであったと思われる。

私自身にとっては、先生が入院されて以



ありし日の山下健次先生

降、何度かお見舞いに伺ったが、その際に、「中島！横浜球場でビールを飲みながら話をしたことがあったなあ」とおっしゃったのがきわめて印象的で、そのとき、一方では、先生との出会いにおいてその想いを共有していただいているという喜びを感じつつも、他方では、ご病状についてのお覚悟を決められているかのごとき、過去を追想しての思いもよらぬお話から胸が締め付けられる思いに駆ら

## ご遺族の方々



山下先生のご令室様





会場の様子

れたことが、昨日の出来事のように思い起こされる。というのは、事情はこうである。

これは、私が前任校の横浜国立大学教育学部から立命館大学法学部への赴任が決まった際に、山下先生に前任校の学部長へ私をもらい受けるための仁義を切りに来ていただいたときの話で、横浜中華街での会食（先生を接待するつもりが、結果的には例によって先生の奢りで）の後、国電（当時、現JR）の石川町駅への帰路の途上で、偶然に遭遇した阪神タイガース対大洋ホエールズ戦を外野席で観戦しながら、お話しさせていただいたときの出来事である。その際、「先生は、制度保障理論についてすばらしい研究業績を公表されていらっしゃると思いますが、そもそもこのテーマに関心を寄せられたときの問題意識はどのようなものだったのでしょうか」、という趣旨の私の質問に対して、今でも鮮明に覚えている先生のお答えは要旨次のようなことであった。私有財産制度の制度的保障について、アペルト（W. Apelt）が『ワイマール憲法史』（Geschichte der Weimarer Verfassung, 2. Aufl., 1964）のなかで、「ワイマール憲法153条には、すべての者に人間たるに値する生活を保障する正しい秩序という社会進歩の理想が置かれている。しかし、この目的に向かって進むべき車には、個人の経済的自由も制度として維持されなければならないという

制動がかけられている」（S.358）と書いているが、この「制動」という言葉にこだわった、と。このような会話のなかに、すべての人がその尊厳を全うすることができるような社会の実現をめざし、社会進歩の理想に賭ける山下先生の憲法論の特徴とその学問的立場が、端的に示されていると思われる。

先生には、人権の領域での、基本権規定の法的性格論についての原理的研究、制度的保障論の批判的検討、社会権の法的性格の複合性の指摘、財産権論における内容論と性格論の対話の提唱、地方自治規定の性格と地方自治権の内容の検討をはじめ、平和的生存権論や統治機構関係に関する数多くの業績がある。これらのご研究は、時代の要請によって憲法学に課せられた課題を、日本国憲法に



お別れの言葉を述べる筆者



樋口教授よりお悔やみのお言葉

よって導入された違憲立法審査制の実質化に向けた違憲審査基準・方法論をどのようにして確立していくか、という課題認識によって貫かれ、また、人権の実現につきこれを保障するための法的性格論と担保論として理論構築するという視覚の下に、人権論における3つのレベル（人権の内容、法的性格、担保制度）をひとまず区別したうえで、総合的かつ体系的な研究の必要性を強調している点に特徴がある。このようなものとしての先生の学問研究のエッセンスは『人権規定の法的性格』（三省堂、2002年）に収録されているが、この書物は、「社会進歩の理想実現に深く貢献することへの強靱な確信に裏付けられて、『人権規定の法的性格』といテーマの下に、経済的・社会的弱者をはじめとする人間の尊厳の確保を課題として、歴史的なるものと論理的なるもの、客観的なるものと主観的なるものの分析を踏まえた本論文は、博士の学位にふさわしいものと評価する」との評を得て、立命館大学より博士号を授与されている（「学位論文審査要旨〔山下健次〕立命館法学288号」）。

先生については、憲法の研究者としてのこのような優れた業績が残されているだけでなく、さらに特筆されるべきこととして、京都の憲法運動に大きな足跡を残されている、ということに触れないわけにはいかない。1960年の日米安保改定後、憲法改悪の危機的状況

が迫り来るなかで、1965年5月13日に、末川博先生（立命館総長）、住谷悦治（同志社総長）、羽仁悦子氏ら33名の呼びかけで「中央憲法会議」が結成され、これを受けて5月末には「京都憲法会議」が結成された。初代の事務局長には京都大学の宮内裕先生、ついで立命館大学の天野和夫先生が就かれた。その後を継がれたのが山下先生で、爾来、憲法学における理論と実践の創造的統一者として、京都の憲法運動のために獅子奮迅の活躍をされたことは、私たちの記憶に鮮明に印象づけられている。

今日のわが国は、自衛隊派遣に反対する市民グループの3人が東京都立川市の防衛庁官舎の郵便受けにピラを入れて回ったところ、住居侵入容疑で警視庁に逮捕され、75日間もの長きにわたって警察に拘留されるなど、有事法制の先取的運用とも言うべき国家体制の全体主義化の傾向が顕わになってきてお



川本先生よりお言葉

り、その延長線上に予定されているのが憲法改悪であることはいうまでもない。この未曾有の困難な憲法政治の状況のなかであって、理論と実践の両面にわたって先生のご遺志を

どのように受け継ぎ、発展させていくのか、それが私たちに課せられている喫緊の課題であると思われる。

(なかじま・しげき 憲法)

## 山下健次先生 略歴・主要著書

### ◆ 略 歴

- 1931年3月16日 和歌山県田辺市で出生  
 1943年3月 田辺第一国民学校卒業  
 1948年3月 和歌山県立田辺中学校卒業  
 1948年4月 第六高等学校文科甲類入学  
 1949年3月 第六高等学校第一学年修了  
 1949年7月 京都大学法学部入学(2年間病気休学の後、54年4月復学)  
 1955年3月 同卒業、後1年間療養継続  
 1956年4月 立命館大学大学院法学研究科公法専攻修士課程入学(特別研究生)  
 1958年3月 同修了  
 1958年4月 立命館大学法学部助手  
 1960年4月 立命館大学法学部専任講師  
 1962年4月 立命館大学法学部助教授  
 1969年4月 立命館大学法学部教授  
 1975年3月 国外留学・パリ第二大学(～76.2)  
 1981年4月 二部協議会委員長(～83.3)  
 1987年4月 法学部長、法学研究科長(～88.3)(学校法人立命館理事)  
 1991年4月 政策科学部設置委員会副委員長(～94.3)  
 1994年4月 立命館大学政策科学部教授  
 1996年3月 立命館大学を定年退職  
 1996年4月 立命館大学名誉教授  
 立命館大学特別任用教授  
 2001年3月 同退任  
 2001年4月 立命館百年史編纂室主幹  
 2003年3月 立命館大学より博士(法学)学位取得  
 2003年12月16日 永眠

この間以下の役職等を務める。  
 非常勤講師 京都大学、同志社大学、名古屋大学など  
 学会役員 全国憲法研究会運営委員、日本公法学会理事、日仏法学会理事、民科法律部会理事・監事、日本民主法律家協会理事など

### 日本学術会議

- 13期会員・公法学研究連絡委員会委員長(1985)  
 14期会員・二部幹事(1988)  
 15期会員・二部幹事・平和問題研究連絡委員会委員長(1991)  
 16期平和問題研究連絡委員(1994)

京都弁護士会懲戒委員(1979～1993年、7期14年間)

### ◆ 主要著書

- 【単 著】  
 2002年1月 『人権規定の法的性格』現代法学者著作選集、三省堂
- 【編 著】  
 1984年2月 『概説憲法』有斐閣双書、有斐閣  
 1986年4月 『現代憲法入門』現代法双書、法律文化社  
 1986年4月 『憲法』基本法学双書、青林書院  
 1993年7月 『都市の環境管理と財産権』法律文化社
- 【共 著 (又は共編)】  
 1970年8月 『法学学習案内』中川淳・石田喜久夫・谷口安平氏と共著、日本評論社  
 1978年2月 『文献選集・日本国憲法4・基本的人権』隅野隆徳氏と共編・解説、三省堂  
 1978年6月 『地方自治とシビルミニマム』池上淳・林堅太郎氏と共編著、京都自治問題研究所自治問題選書1、法律文化社  
 1985年6月 『現代憲法講座 上』横田耕一・清水睦・手島孝・野中俊彦・吉田善明氏と共著、日本評論社  
 1986年7月 『現代日本の国家と法』乾昭三・畑中和夫氏と共編著、講座・現代日本社会の構造変化 第二巻、有斐閣  
 1988年11月 『逐条判例憲法』小林孝輔氏と共編、法学書院  
 1988年11月 『80年代日本の危機の構造 上/下』高内俊一・奥地正・真田是・中原章雄氏と共編著、法律文化社  
 1991年7月 『自治体憲法』小林武氏と共著、自治体法学全集2、学陽書房  
 1994年6月 『現代中国憲法論』王叔文・畑中和夫・西村幸次郎氏と共編著、現代中国法選書2、法律文化社  
 1995年2月 『平和学のすすめ—その歴史、現状及び課題』斎藤哲夫、関寛治氏と共編著、法律文化社  
 1996年6月 『ベーシック憲法入門：いま世界のなかの日本国憲法は』畑中和夫氏と共編、法律文化社  
 2001年3月 『フランスの人権保障：制度と理論』中村義孝・北村和生氏と共編、立命館大学人文科学研究科研究叢書、法律文化社

New Face

新任紹介

新任のご挨拶に代えて

小田 美佐子 ODA Misako

着任してはや1ヶ月半が過ぎようとしていますが、母校で研究・教育の道を歩み始めることができたことは、まことに感慨深いものがあります。振り返ってみますと、学生として立命館大学で過ごした10年間は、諸先生方から言葉に尽くせないほどの学恩を受けただけでなく、多くの方に暖かく見守っていただき、大学の懐の大きさに幾度となく救われました。

また、これまでの人生で素晴らしい方々との出会いに恵まれ、学ぶ機会を得ましたことは、私にとってかけがえのない財産となっております。新米教員として戸惑うことも多々ありますが、皆様のご恩に報いるべく努力を重ねてまいりたいと思いますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

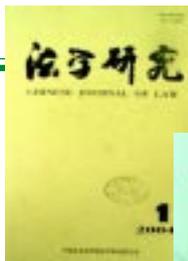
いまは研究も教育軸足が定まらない、まさにスタートラインに立ったばかりですが、幸いにも学問の道に進むことを許されたからには、研究における「深い井戸を掘る」作業と、講義における「深くはない井戸をいくつか掘り、池を作って水を溜める」作業を、バランスよく調整してこなすべく、日々精進し



ていくほかないと改めて決意を固めております。

学生・社会のニーズに応える一方で、法・法律を文化現象として中国をはじめとするアジア諸国のそれと比較しつつ研究すること、広く諸科学の成果を取り入れること等を通じて、法学の豊かな広がりと深さに対する理解を深めることができればと考えております。やや誇張して言えば、豊かな人間性を今後の研究と教育で育むことができればと切に願っており、様々な分野の専門家にぜひご教示いただきたく、この場をお借りしてお願い申し上げます。

(おだ・みさこ アジア法)



小田先生のご専門分野関連雑誌

New Face

新任紹介

## 名都に妖女多く京洛に少年を出す

正木 宏長 *MASAKI Hirotake*

「名都に妖女多く京洛に少年を出す」とは魏の曹植の「名都篇」として知られる漢詩の冒頭の一節である。街の至る所で舞妓を見かけ、全国から学生の集う京都に札幌から赴任して以来、時々この句を思い起こしている。

私自身の紹介が遅れたが、私は東京都立大学法学部で4年間、学部学生時代を過ごし、北海道大学大学院法学研究科で6年間ほど院生時代を過ごし、そして4月から本学で教鞭をとることとなった。専門分野は行政法である。

自分自身の都立大での学生生活を思い出すと、一年生のときの教養の憲法と専門の憲法の講義のことを思い出す。それらの講義は非才の私にとってはあまりにも難解だったので、未熟だった学生当時、私は講義方針に若干の反発を感じていた。だが、今、教員となって学生を教える立場に立ったとき、あれだけの内容のことを講義できるかということ、自分には無理だと即答せざるをえず、今では、憲法を講じておられた先生の学識に敬服するばかりである（その先生とは現在は東京大学の石川健治先生である）。

それから月日は流れ、都立大も廃校になるうかという頃になって、私は大学教員となり、講義を担当することになった。そこで、講義のレベルを上げることへの誘惑を私自身が追体験するとともに、あまりにも講義内容が高度だと学生は理解できないということを確認しつつあるところであって、教育というものは難しいものであると痛感している次第である。

さて、私の専門分野である行政法について



言えば、私の学生時代から現在に至るまでの間にずいぶん進化したというのが率直な印象である。私が行政法を学び始めたのは行政手続法の制定直後であるが、それから現在に至るまで、中央省庁改革、地方分権改革、情報公開法・個人情報保護法制の整備と様々な出来事があった。さらにこれから行政訴訟改革が控えている。こういった昨今の改革に対応するために行政法学の内容も変化せざるをえない。この事は行政法学を教える側にも学ぶ側にも負担を増すことなのであるが、研究者として教育者として精進していきたいと考えている。

4月に赴任して以来、研究に教育に己の至らなさを痛感しているばかりである。冒頭で紹介したの曹植の「名都篇」は若者が遊樂にふけている様を描写することで、暗に国を憂う心のないことをそったものであるという。21世紀に入っても我が国の行政法の変革は続いていきそうだが、怠惰に流れることなく、学究に励んでいきたい。

(まさき・ひろたけ 行政法)

New Face

新任紹介

## 欲 望 探 し

水口 憲人 MIZUGUCHI Norihito

成すことは必ずしも困難ではない。が、欲することは常に困難である。少なくとも成すに足ることを欲するのは。（『侏儒の言葉』から）

芥川龍之介の理知に馴染めない人は少なくない。それでもこの言葉は、現在の私の痛いところを突いている。「成すに足ることを欲する」とは欲望を持つことである。

ヘーゲルは、国家や官僚制を聖化し、市民社会を「欲望の体系」として乏備する。社会が欲望に充ち満ちていることは、ヘーゲル先生のご託宣がなくとも理解できる。だが社会の中で成すに足る欲望を掴み出すことは、さほど容易ではない。ラカン、人間の欲望は他人の欲望であるという、少し気になることをいう。そうかな、とも思う。彼の難解な論理を勝手読みすれば、欲望とは象徴化された自我の抱く理想であり、この象徴化は、社会という他者が織りなす諸関係へのアクチュアルな関わりの中で生まれる。

政策科学部での6年間の後、この4月から法学部と法科大学院のスタッフになる。単なる学内移動者として扱われたり、新人として歓迎されたりする。この文章も、新人と見なされたことにより書くことになったわけだが、欲望は、このような現況の私のキーワードの一つである。前学部の6年間、研究上の欲望は本当に乏しかった。少し大げさ、かつ清算主義的な言い方だが、芥川の言葉はこの6年間のためにあったような気さえする。学部長職や研究科主事等の忙しい役職に就いていたという言い訳はできる。しかし今は、研究上の欲望が大きかったとしたら、忙しい中にも生活や思考のリズムが自ずと形成



されていたはずであるという反省の方を大切にしたい。ラカン風にいえば、他人の欲望を研究という営みの中に象徴化する感性を取り戻し、あらためて磨きたいと思う。そして、今にして思えば忙しさを慰めてくれたのは、優れた研究や思想を生み出した大きな欲望に触れた時だった。レヴィ＝ストロースの欲望は、人類を恋人にする豊かさや哀しさを垣間見せてくれたし、新しく同僚になる赤澤教授の「神道」研究には、したたかに持続する欲望を感じることができた。

T・ウィリアムスにかこつけば、また、彼の戯曲とはコンテキストは異なるにしても、『欲望という名の電車』に乗りたいと思っている。それにしても、ブランチ・デュボアをはじめ、彼の戯曲に登場する女性はいずれも優しくて哀しい。それはこのような女性を描くことが彼の欲望になりえたからだと思う。学内移動者であっても新人たる自覚を持って、欲望の候補を点検することから新しい学部のスタートを始めたい。

（みずぐち・のりひと 行政学・地方自治論）

New Face

## 新任紹介

## 新任の御挨拶に代えて - 西園寺公望と坐漁荘 -

望 月 爾 MOCHIZUKI Chika



4月より初めて京都に赴任して、本学でお世話になることになりました。私自身と本学とは、学会や研究会で数度うかがった以外直接の結びつきはありませんが、末川先生以来の本学の自治の伝統と、平和と民主主義の教学理念については以前から承知しておりました。また、人権感覚に富んだ出身の研究者や実務家を多く輩出しており、納税者の権利保護の研究をテーマとする私にとって、本学において研究や教育に携われるのは、大変光栄なことと存じております。

ところで、私は、大学時代を含め10年ほど東京で生活をしたのを除き、故郷静岡で過ごしてきました。静岡というと気候も温暖でのんびりとした土地柄、温泉や観光地も多く、お茶やミカンなど名産品にも恵まれています。その静岡と本学とは、一見まったく関係がないように思えますが、学祖西園寺公望の隠棲の地として意外に浅からぬ結びつきもっています。

西園寺公望は、70歳となった大正8年から91歳で亡くなった昭和15年までの晩年の20年間の大半を、静岡興津の別邸「坐漁荘（ざぎょそう）」で過ごしました。地元では「西園寺さん」と呼ばれて親しまれ、死後国葬のため東京に亡骸が送られる折には、興津駅で最期の別れを惜しむ多くの人々が見送ったという話を聞いたことがあります。坐漁荘の名は、周の文王が太公望呂尚の坐漁する場に出会い、礼厚く軍師として迎えたという中国の故事に因ります。三保の松原を臨む風光明媚な温暖の地で、のんびりと坐って魚釣りでもしながら暮らしたいという意味が込められていたのでしょう。坐漁荘の建物は、華美を嫌い漁師町に軒を並べた木造二階建ての大変質素な佇まいの和風建築でした。

坐漁荘での西園寺の生活は、実際のところ「坐漁」というわけにはいかず、当時「興津詣で」と称されたように、東京からの政府関

係者の訪問が後を絶たなかったようです。近くの旅館「一碧楼水口屋（いっぺきろうみなぐちや）」には、坐漁荘を訪れるために原敬や牧野伸顕、近衛文麿など当時の大物政治家や関係のあった作家や文人などが多く宿泊した記録が残っています。その中には水口屋を常宿としていた本学創立者中川小十郎の名前もありました。水口屋の庭には当時台湾銀行に赴任していた中川が、竹を好んだ西園寺のために台湾から持ち帰った泰山竹（たいざんちく）が植わっております。その同じ竹が、衣笠キャンパスの中央広場に移植されているのをご存知の方もおられるかと思います。

坐漁荘は西園寺の死後30年間そのまま保存されていましたが、昭和45年に明治村へ移築され、跡地は公園となっております。ところが、この度静岡市により新築復元され、4月25日より記念館として公開されています。開館初日には地元静岡市と本学静岡県校友会の方々を中心に、開館記念式典や岩井忠熊名誉教授による講演会、交流パーティが盛大に開かれました。私もゴールデンウィークに帰省した際に見学に行きましたが、地元市民や本学同窓生など多くの来館者で賑わっていました。そして、西園寺公望と坐漁荘を通じて、本学と故郷静岡との結びつきを改めて感じた次第です。

何卒ご指導ご鞭撻のほど、宜しく願い申し上げます。（もちづき・ちか 税法）

New Face

新任紹介

## 私のいちばん苦手な質問

松尾 剛 MATSUO Takeshi



この4月からフランス語教員として法学部の末席を汚している私であるが、しかし振り返ってみれば、語学教師として糊口を凌ぐようになって、はや8年が過ぎた。その間「ご専門は何ですか？」という質問を、いったい何度受けたことだろう。

もちろん、こんなものは教員同士の挨拶でしかなく、たいていの場合、社交辞令以上の意味を持たない。どうせ質問する側も、他人の専門など本気で知りたいとは思っていないのだ。だから適当に答えていればいいはずなのに、いつも私は戸惑ってしまう。

そればかりか、質問のたびにまごついて「いや、まあ、少々変わったことをやっています」などと答えるものだから、かえって相手の好奇心を刺激し、単なる社交上の挨拶を、自らの手で仮借なき異端審問の場へと変貌せしめてしまうのである。「変わったことって、何ですか?」「いや、大したことじゃありません」「隠さなくてもいいじゃないですか」「隠してるわけじゃありませんよ」「じゃあ、教えてください」。ここで黙り込もうものなら「なるほど、私に説明しても無駄だとおっしゃりたいのですね」と相手の機嫌を損ねてしまうこと確実である。

そこで泣く泣く「ヴァシェ・ド・ラブージュ」という人に興味を持っています。彼は19世紀末のフランスを生きた人類学者で、アリア人至上主義を主張し、優生学による国家の再生を提唱しました。その思想はナチズムの源流とも言われています」と正直に答える。これにて話題終了、となればいいのだが、今度は「とすると、ご専門はフランス史?」と、好奇心旺盛な対話者は突っ込んでくる。「いえ、フランス文学です」「じゃあ、その何とかって人物は、文学者でもあったわけですね」「いえ、彼は人類学者を自称していました」「しかし、文学者でもない人物が、文学研究のテーマになるのですか」

「……」「それはむしろ科学史か、歴史研究になるんじゃないですか」「……」。かくして専門をめぐる対話は、たいていの場合、返答に窮する私の哀れな姿をもって幕を閉じるのである。

しかし、専門性とはそんなに大事なことなのだろうか。たとえば私の仕事を「これは文学研究ではない」と断じる人は、すでに存在している専門のフレームワークを遵守しておられるのだろうか。だが自分の世界観を疑うことのない学問など、学問の名に値するののか。なるほど、彼は専門領域に深く沈潜することで、いわゆる研究成果をあげることはできるだろう。だがあまりに深き淵へと降りていく彼は、おのれの研究が世界と結び結ぶ意味を見失うかもしれない。そしてそのような専門の閉鎖性こそが、さまざまな世界の惨禍を生み出してきたのではなかったか。この100年来、いったい学問の名の下にどれほどの蛮行が行われてきたことだろう。かつての人類学ばかり、遺伝学ばかりだ。だったら、今むしろ求められるべきは、専門の枠を打ち破ることなのではないか。私は本気でそう信じている。

故に請ふ、敬慕する法学部の先輩諸兄よ、  
我に専門の事をな問ひ給ひそ。

(まつお・たけし フランス語)

New Face

新任紹介

私の履歴書

公務員時代編

山田 希 YAMADA Nozomi

「合格おめでとう」

「え、何のことですか？」

「名古屋市の採用試験に合格したらしいぞ」

1985年10月のある朝、高校の担任の先生から、名古屋市職員の採用試験（第1次試験）に合格したことを知らされた。およそ1月前に受けた試験は、まったく手応えがなく、落ちたものと思い込んでいたので、合格発表もみにいっていなかった。それから数週間後に受けた第2次試験（面接）では、「これまでにしでかした失敗」についての質問に、まったく答えられなかったにもかかわらず、晴れて最終合格を果たした。

翌年の4月、名古屋市の職員として、天白区役所の総務課農政係（天白区農業委員会という行政委員会も兼ねていた）に配属された。この係は、国の減反政策を遂行するための転作指導とか国有農地の管理・売却などといった事務や、農地を宅地に転用するさいに必要な届出書の受付（農地法を参照）といった事務を、主たる業務としていた。

当時、筆者は、この農地転用の届出書を窓口で受け付ける業務が、もっとも苦手であった。届出書にはいくつかの書類を添付する必要があったが、これらの添付書類のひとつでも欠けていれば絶対に受け付けてはならぬと、上司から厳しくいわれていた。しかし、窓口にくる住民（多くは行政書士）からしてみれば、その、あまりにも融通のきかない杓子定規な対応が、まったく理解できない。それで頻繁に、「受け付けろ」、「いや、受け付けられない」で、トラブルになったのである。

ある日、非常に派手なスーツを着用した恰幅のよい中年男性が、農地転用の届出書を提出するために窓口を訪れた。書類を点検する前から嫌な予感がしていたが、案の定、添付書類が足りなかった。そこで仕方なく、届出



書を受け付けられない旨を伝えると、見る見るうちに顔を赤くした男性から、「いいかげんにさせ。俺はわざわざキャデラックできとるんだぞ」（下線部は名古屋弁）と一喝。しかし、18歳という年齢を考慮してもなお、世間を知らなさすぎた筆者には、キャデラックがどういう車なのかもわからない。大声に萎縮し、ただただ口をあけて佇むばかり。見るに見かねた上司が後を引き取ってくれて事なきを得たが、かなり衝撃的な体験であった。その後も窓口や電話等で、住民の方から数々の叱責を受けたが、こんなに風変わりな怒られ方は後にも先にもなかった。

農政係には5年間いて、その後、税務課の市民税係という部署に変わった。この係は比較的のんびりしていた農政係に比べると、たいそう忙しかった。しかし、ここへ配属されてよかったこともある。それは、所得税の確定申告書が自分で書けるようになったこと、現在の夫に出会ったことである。

市民税係には3年間いて（この間に結婚）、94年に名古屋を退職。そして、名古屋大学法学部の3年次に編入することになる。名大時代とその後就職した前任校（名古屋学院大学）での話は、またの機会にしたい。何はともあれ、よろしく願いいたします。

（やまだ・のぞみ 民法）

## 新刊図書コ - ナ -



『犯罪学講義』 上田 寛 著  
成文堂 2004年5月発行  
定価2835円(税込み)



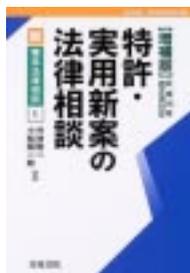
『現代の裁判』 第3版  
市川正人=山本和彦=逆巻 匡 著  
有斐閣アルマ 2004年4月発行  
定価1785円(税込み)



『国際法から世界を見るー市民のための国際法入門』  
松井芳郎 著  
東信堂 2004年3月発行  
定価2940円(税込み)



『はじめての法律学 HとJの物語』補訂版  
松宮孝明=松井茂記=曾野裕夫 著  
有斐閣アルマ 2004年3月発行  
定価1785円(税込み)



『特許・実用新案の法律相談 新・青林法律相談』増補版  
小松陽一郎=村林隆一 編集  
青林書院 2004年2月 発行  
定価6195円(税込み)



『シティズンシップの政治学』  
岡野八代 著  
白澤社 2003年12月発行  
定価1995円(税込み)

**法学部定例研究会**：法政研究会/公法研究会/民法研究会/政治学研究会/刑事法研究会

- 04年3月31日 法政研究会：ドイツ・フライブルク大学法学部教授ライナー・バル氏「ヨーロッパ憲法」通訳 本間 学氏
- 04年4月9日 法政研究会：社会科学口頭研究院所長 Alain Joxe氏「現代における帝国と共和国について」通訳 原口 研二氏
- 04年5月7日 法政研究会：レーゲンスブルク大学法学部教授（本学客員教授）ペーター・ゴットバルト氏「国際民事訴訟法の現状」通訳 本間 学氏
- 04年5月10日 国際学術交流セミナー：ハーバード大学ロースクール教授ディビット・ウェストファール氏「アメリカにおける雇用差別について」通訳 堀田秀吾氏
- 04年5月28日 政治学研究会：エセックス大学行政学部教授 マイケル・フリーマン氏「イラクにおける人権問題」通訳 小堀眞裕氏
- 04年6月25日 政治学研究会：岡野八代氏「『シティズンシップの政治学』を書き終えて」

**学術研究プロジェクト**：

- 基盤研究S「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」
- 基盤研究A(2)「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」
- 基盤研究B(2)「グローバル化時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」
- 基盤研究B(2)「公共政策システムの再編と新しい公共空間の形成 - 人文・社会科学の革新」
- 基盤研究C(1)「国際訴訟と法曹養成」
- 基盤研究C(2)「『行政的な訴え』の類型と『日本型』処理手続 - - 近世日本を対象として - - 」
- 基盤研究C(2)「都市計画法における公共性と財産権」
- 基盤研究C(2)「日韓渉外相続課税の理論的・実際の問題点と改革課題の法的研究」
- 基盤研究C(2)「憲法上の公私間関係と公共性-ドイツと日本の比較研究」
- 基盤研究C(2)「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」
- 基盤研究C(2)「甲類家事審判事件の審理構造に関する研究」
- 基盤研究C(2)「『形成期』アメリカ政治学の『アメリカ化』の内実の学史的 research」
- 若手研究B 「裁判における言語の諸相」
- 若手研究B 「環境法を中心とした行政による規制権限不行使と国家賠償責任に関する日仏比較研究」
- 若手研究B 「英米法におけるプロシード(proceeds・価値変形物)概念の検討」
- 若手研究B 「複雑訴訟における正義 - 日米の大規模不法行為訴訟・医療過誤訴訟を素材に、その実体的正義・手続的正義の質と社会的フォーラムとしての機能を問い直す - 」
- 若手研究B 「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への影響」
- 若手研究B 「同姓結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される『政治的なもの』の分析」
- 若手研究B 「会社規模ごとの経営者責任追及制度の役割と態様」
- 若手研究B 「各種事業組織体のガバナンス」
- 人文科学研究所：近代日本思想史研究会
- 国際地域研究所：東アジアの和解と平和研究
- 国際言語文化研究所：アイデンティティ研究会 / 日系文化研究会

## 編集後記

法科大学院が開学し、立命館大学法学部・法学研究科・法科大学院は、それぞれに新たな時代を迎えました。それに伴い、ニューズレターも、立命館ロー・ニューズレターに改称しました。それだけでなく、ニューズレターは法学部と法科大学院の架け橋という新たな役目も果たすこととなります。今回は、はじまったばかりの法科大学院の熱気と、法学部で新たにお迎えした新人の先生方の個性あふれる思いが柱になっています。

このような時代の転換期に、編集委員をつとめさせていただくことになりました。「架け橋」として読み応えのあるものを目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ニューズレター編集委員 渡辺 千原（法学部助教授）

WATANABE Chihara

立命館ローニューズレター  
第37号（2004年6月）

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会  
発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会  
京都市北区等持院北町5 6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294  
<http://www.lex.ritsume.ac.jp/>